

令和6年度

定期監査報告書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員

6 東広監第 3 1 号
令和 6 年 9 月 2 5 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 様
東京都後期高齢者医療広域連合長 様
東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 様

東京都後期高齢者医療広域連合
監査委員 清 水 耕 次
監査委員 ひやま 真 一

令和 6 年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき令和 6 年度東京都後期高齢者医療
広域連合定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果につい
て、別紙のとおり提出します。

令和6年度定期監査報告書

1 監査の対象及び範囲

東京都後期高齢者医療広域連合の部局において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された令和5年度の財務に関する事務及び事業執行に係る事務

2 実施期間

- (1) 書面監査 令和6年6月4日から令和6年6月26日まで
- (2) 事情聴取 令和6年8月29日

3 監査の方法

東京都後期高齢者医療広域連合監査基準に則り、主管部（課）から提出された財務に関する監査資料、関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査、並びに関係責任者に対する事情聴取を実施した。

4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い、適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計処理、契約締結時の財務事務及び財産管理は、諸規程に基づき適正に処理をされ、最小の経費で最大の効果が上がっているか。

5 監査の結果

上記主たる観点到重点をおき監査を行ったところ、法令に適合して行われ、最小の経費で最大の効果を上げ、かつ、その組織及び運営の合理化に努めることについて、適正と認められた。

なお、下記6において、指摘・要望事項を記載する。

6 総括・意見

本広域連合においては、被保険者数が令和6年3月末時点で172万人を超えており、制度開始当初（平成20年4月）の約106万人と比較すると、約62%増加している。また、財政面では、本広域連合の支出の大半を占める医療給付費の令和5年度実績は約1兆5,102億円となり、平成20年度の7,446億円と比較すると増加額は7656億円で、この増加額と平成20年度実績比は103%となった。

近年の医療費の増に対応する医療費適正化の取組として、令和5年度も引き続きジェネリック医薬品差額通知等事業を実施し、一月当たりの軽減額について、4億1,200万円余の効果を上げた。このほか、適正服薬推進事業、柔道整復師の施術の療養費適正化事業、あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう療養費適正化事業を継続するなど、医療費適正化の一層の推進を図った。

高齢者保健事業を推進するため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

事業」の参加団体を前年度の23団体から37団体へ、「歯科健康診査事業」の参加団体を前年度の46団体から48団体へと引き上げるなど被保険者の健康課題に対応するよう努めた。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等への対応として、傷病手当金の支給や保険料の減免を実施した。

以上のように、令和5年度においても、本広域連合は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化など国の制度改革の動向に対応しつつ、都内の全市区町村と連携・協力し、被保険者が安心して適切な医療を受けられるとともに、被保険者の健康課題に寄与できるよう、円滑な制度運営に努めた。

こうした経過を踏まえ、被保険者数や財政規模が極めて大きい本広域連合において、その組織的特性をも十分考慮し、今年度の定期監査を通じて次の二点を要望する。

第一に、適切かつ効率的な事務の執行である。

本年度においても、指摘事項として毎年挙げられていながらも、起案文書や契約書類の押印漏れ、日付や記載事項の誤りがあった。派遣職員中心の組織である上、実務経験の浅い職員が多い現状を踏まえると、文書・契約・支出事務能力の向上を図ることが不可欠である。「文書事務の手引き」、「契約マニュアル」、「会計事務の手引き」の活用、OFF-JT・OJTの一層の充実、異動者が気軽に相談できる環境づくりがいっそう求められる。さらに、誤りが多い事務や重要な事務については、危機管理の観点からチェックの方法を検討するなど、組織として取り組んでいただきたい。また、これらの事務についてはDX化やIT化の視点で検討し、異動者でも誤りがなく円滑に事務が進められるよう改善することも一考されたい。

超過勤務手当の不正受給が発生した。その対応のため再発防止の注意喚起を行うとともに、勤怠管理の運用を変更した。管理監督者がこれまで以上に職員の勤務状況に関心を払い、過剰な超過勤務を防止していくものと期待する。令和5年度は、月100時間を超える超過勤務を命令している事例が1件あった。令和4年度の4件に比し大幅に改善されているが、引き続き事務量に見合った職員の配置と、仕事が停滞している職員には目を配り、組織として必要な支援をしていただきたい。令和5年4月～12月までの間には、月平均52.4件の打刻誤りがあった。適正な勤怠管理の徹底に努めている中、令和6年1月～3月までの間においても、月平均26.7件の打刻誤りがあった。減少の傾向にあるものの、解消することは課題である。

安全配慮の面から問題のある事案を指摘する。防災用のプラスチックヘルメット79個を備蓄しているが、令和5年度中に全て使用期限切れとなっていた。早急に予算対応し、災害に備えていただきたい。また、このような使用期限が過ぎた備蓄物がないか点検されたい。

委託先である東京都国民健康保険団体連合会（国保連）で、個人情報紛失事故が2件発生した。1件目の発生後、国保連では再発防止策を示しながら、間を

置かず2件目が発生したことは誠に遺憾である。事故発生後の国保連の対応は適切であったかを検証するとともに、毎年実施する実地検査を実のあるものにすべく努めていただきたい。

第二に、効果的な支出である。

国は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を令和6年12月から実施することとしていること、また、令和6年4月から出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度から支援金を支出するなど、後期高齢者医療制度は大きく変わりつつある。

一方、本広域連合は、令和2年1月に改定した第2期広域計画や令和5年までの計画である第3期高齢者保健事業実施計画(データヘルス計画)などに基づき、医療費適正化施策等を推進し、被保険者の健康課題に対応してきた。

令和5年度の歳出予算の執行率については、一般会計では令和4年度99.0%から99.1%と若干上がり、特別会計においては、令和4年度、令和5年度ともに97.9%であった。予算編成にあたって、近年の物価高騰など社会経済状況を調査・研究し、様々な角度から事業の検証・評価を行った上で策定し、計画的な予算の執行に努められたい。また、契約については、定められた手続に沿って適正に行い支出することが肝要であり、外部から誤解や不信を招かないようにされたい。

東京いきいき通信は、新聞折り込みを基本に発信する広報紙である。被保険者が増加する一方、新聞購読者が年々減少しており、広報のあり方が課題となっていた。今般、調査・検討の上、方向性を見出しつつあることは評価したい。各自治体と連携した上で、必要な情報を分かりやすく適切に届くよう努めていただきたい。

保健事業については、総体的に見ると年々成果を上げている。しかしながら、健康診査の受診率に見られるように、事業によっては自治体ごとに大きな差異がある。保健事業は自治体の実施主体となるものが多いことから、人口や医療機関数など事情が異なるそれぞれの自治体の状況を把握し、寄り添い、時には提案するなどきめ細やかな対応をお願いしたい。

令和5年度の東京都後期高齢者医療広域連合運営会議には、新たに公募委員2名が加わった。会議では、令和6・7年度保険料率改定に関する考え方を審議し、第4期高齢者保健事業実施計画(データヘルス計画)について提言を受けた。提言にもあるように、団塊の世代が全て75歳になる2025年問題、団塊ジュニアが高齢者となる2040年問題など、直面する医療給付費の増大する中で、その適正化と、被保険者の健康保持・増進が今後ますます大きな課題となる。

なお、本年度の監査の際に見受けられた事務上の軽微な指摘事項については、改善を指示し、すべて是正済みであることを申し述べておく。